

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

令和7年度「年金出張相談所」開設日および 「国民年金保険料学生納付特例制度」について

次回の年金相談は

7月10日(木)です

完全予約制となりますので、希望の方は下記役場窓口にて予約してください。

■令和7年度「年金出張相談所」開設日について

出張相談は、仕事の都合やその他の事情により、年金事務所へ相談・手続きに行くことが困難である方のために、年5回実施している年金相談です。

年金相談では、将来受け取ることのできる年金受給見込額の試算、手続きが複雑な障害・遺族年金の請求手続きの相談、その他年金に関する各種相談などを受け付けています。(相談内容の優先度によって、お断りする場合があります)。

出張相談所の利用にあたっては、相談者一人ひとりの相談内容に合ったものとするため、「完全予約制」となっています。予約状況によっては、次回以降の開設日のご案内となる場合がありますので、相談を希望される場合は、お早めの予約をお願いします。

【令和7年度「年金出張相談所」開設日】

※5月8日(木)の受付は終了しました。

7月10日(木)	9月4日(木)
11月6日(木)	令和8年3月5日(木)

※予約の際に、本人の基礎年金番号と配偶者の基礎年金番号を伺いますので、あらかじめ用意しておいてください。

※予約状況により、希望の日時を指定できないことがありますので、事前にご了承ください。

■「国民年金保険料学生納付特例制度」について

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。保険料の納付が困難なときはそのままにせず、手続きを行きましょう。

提出にあたってはいつでも・どこでもスマートフォンで申請ができ、手続きの簡素化および迅速化が見込めるマイナポータルを利用した電子申請をぜひご利用ください。電子申請による提出については日本年金機構HP「個人の方の電子申請(国民年金)」をご覧ください。

【手続きの方法】

- ・令和6年度の学生納付特例の承認を受けた方で、令和7年度も在学予定であり、令和6年度分を2月中旬までに手続きされた方は4月上旬に、2月下旬以降に手続きされた方は6月上旬に再申請の用紙が日本年金機構から送付されますので、引き続き学生納付特例を希望する場合は、必要事項を記入の上、返送してください。
- ・上記以外の方(令和7年度中に20歳になる方、すでに20歳になっているが令和6年度は学生納付特例の手続きをしなかった方など)は、役場または各支所、年金事務所にて受付けています。

<必要なもの>

- ①基礎年金番号または個人番号が分かるもの
- ②窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証など写真付き公的証明書なら1つ、保険証など写真無しのものなら2つ)
- ③学生証のコピーまたは在学証明書の原本

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

ねんきんダイヤル	・請求手続きや届け出など	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課) ・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)	☎0138-31-9086 ※アナウンスに従いおかけください。
住民生活課社会係	・年金相談の受付など(役場窓口)	☎0137-62-2112

番号のかけ間違いにご注意ください